

重 要

第 一 種 奨 学 金

返 還 の て び き

平成 22 年度（2010 年度）

奨学金の返還

—後輩に希望をつなぐ「バトン」です。—

- ・返還完了まで大切に保管し、利用してください。
- ・奨学金は貸与されたものです。最後まで責任を持って返還しましょう。



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

（平成22年9月作成）

目 次

I 奨学金の返還	1
1. 奨学金の返還方法	1
(1) 割賦の方法	1
(2) 口座振替日	1
(3) 返還期間（回数）	1
(4) 割賦金（元金）	2
2. リレー口座による返還	2
(1) 加入手続	2
(2) 口座振替加入通知	2
(3) 振替案内	2
(4) リレー口座の変更	2
(5) 返還完了通知	3
3. 住所変更・連帯保証人変更・保証人変更・本人以外の連絡先（機関保証）変更	3
(1) 転居・改氏名・勤務先（変更）届	3
(2) 連帯保証人変更届,保証人変更届	3
(3) 本人以外の連絡先（機関保証）変更届	3
4. 繰上返還	3
5. 返還期間（回数）の変更	4
(1) 本機構で複数の奨学金の借用を受けた場合	4
(2) 期間短縮をする場合	4
6. 外国に在留している期間の返還	4
7. 報奨金	5
8. 返還金の延滞	6
個人信用情報機関活用のしくみ	9
9. 返還期限猶予	10
(1) 在学猶予	10
(2) 一般猶予	10
10. 減額返還	12
11. 返還の免除	12
II 機関保証制度に加入している方へ	13
III 平成22年度 特に優れた業績による返還免除について	14
IV 返還誓約書の記入と提出（平成22年3月以前採用者）	16
1. 返還誓約書の記入について	16
(1) 人的保証（連帯保証人・保証人）の選任の条件について	16
(2) 親権者・未成年者後見人について	16
(3) 人的保証から機関保証への変更について	16
2. 返還誓約書の提出について	16
返還誓約書記入例 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合	18
返還誓約書記入例 機関保証の場合	21
V 貸与奨学金返還確認票の確認（平成22年4月以降採用者）	24
貸与奨学金返還確認票記載例	24
各種願出用紙	25
ホームページとモバイルサイトについて	巻末
寄附金募集のご案内	巻末

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金は、あなたの在学期間中に貸与したものであり、卒業後は必ず返還する義務があります。この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと、後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことによりはじめて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、約束どおり必ず返還してください。

1. 奨学金の返還方法

I 奨学金の返還

(1) 割賦方法

月賦返還、月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という。）の2種類があります。

ア 月賦返還……割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落します。

イ 併用返還……借用金額を二分して得た割賦金を、月賦分は毎月、半年賦分は6か月ごとに引き落します。

返還誓約書で選択します。返還しやすい方法を選択してください。全額繰上返還を希望する場合でも選択してください。

なお、返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

(2) 口座振替日

振替（引落し）日は次のとおりです。

返還方法	1回目の振替日	2回目以降
月賦返還	3月満期者は2011年10月27日 その他の人は借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
併用返還	月賦分 3月満期者は2011年10月27日 その他の人は借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
	半年賦分 3月満期者は2012年1月27日 その他の人は借用期間終了の翌月から数えて6か月経過後の1月または7月のいずれか早い月の27日	1月及び7月の27日

なお、振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落します。

(3) 返還期間（回数）

借用金額及び割賦方法に応じ、返還回数は下記のように決まります。

〔例.借用金額 2,160,000円の場合〕

ア 月賦返還……返還回数は、借用金額を割賦金の年額（4頁「奨学金返還年数算出表」参照）で割って得た年数の12倍です。

$$2,160,000 \div 150,000 = 14.4 \text{年} \quad 14 \text{年} \times 12 = 168 \text{回} \text{となります。}$$

$$\text{割賦金は } 2,160,000 \div 168 \text{回} = 12,857 \text{円} \text{となります。}$$

イ 併用返還……月賦分の返還回数は、上記アと同じです。

半年賦分の返還回数は、借用金額を割賦金の年額で割って得た年数の2倍です。

$$\text{月賦分 } 14 \text{年} \times 12 = 168 \text{回} \text{となります。} \quad 1,080,000 \div 168 \text{回} = 6,428 \text{円 (月賦分)} \text{となります。}$$

$$\text{半年賦分 } 14 \text{年} \times 2 = 28 \text{回} \text{となります。} \quad 1,080,000 \div 28 \text{回} = 38,571 \text{円 (半年賦分)} \text{となります。}$$

$$\text{割賦金は } 2,160,000 \div 2 = 1,080,000 \text{円}$$

なお、第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受け、借用期間終了年月が同じ場合、両方の合計額を借用金額として返還回数を算出します。

○第一種

返還方法別による割賦金の例（2010年10月27日より返還開始）

返還方法	返還月												月	月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月				
月賦	12,857円	12,857円	12,857円	12,857円	12,857円	12,857円	12,857円	12,857円	12,857円	12,857円	12,857円	12,857円		
併用	月賦分	6,427円	6,427円	6,427円	6,427円	6,427円	6,427円	6,427円	6,427円	6,427円	6,427円	6,427円		
	半年賦				38,571円							38,571円		

(4) 割賦金（元金）

(3)に示した方法により決まる毎月又は半年ごとに返還する金額です。振替日に口座から引き落とされます

2. リレー口座による返還

奨学金の返還は、口座振替(引落し)により行います。返還を迅速、確実に行うことができます。

口座振替による返還および使用する口座を日本学生支援機構では「リレー口座」と呼んでいます。必ず全員が加入しなければなりません。

(1) 加入手続

返還誓約書を学校に提出する前(3月満期者は12月まで)に金融機関の窓口でリレー口座の加入手続をし、金融機関から受け取った「預・貯金者控」のコピーを返還誓約書に添付して学校に提出してください。

※ 平成22年4月以降採用者からは、採用時に返還誓約書を学校に提出していますので、貸与終了時にはリレー口座申込書(預・貯金者控)のコピーだけを学校に提出してください。

〔取扱金融機関〕 ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、 信託銀行、信用金庫、労働金庫

※ 信用組合・農業協同組合・外国銀行・その他一部銀行（新生銀行、セブン銀行など）では取り扱っていません。

ア 「日本学生支援機構奨学金返還自動払込利用申込書・日本学生支援機構奨学金返還預金口座振替依頼書」（以下「リレー口座加入申込書」という。）によって、金融機関の窓口で加入手続をし、申込用紙には採用年度の新しい奨学生番号を記入してください。また併用貸与の場合は第一種、第二種のどちらかの番号を記入してください。

イ 金融機関から「預・貯金者控」だけを受け取ってください。（様式2は金融機関から機構に送付されます）

なお、その際に、取扱店の受付印が押されていることを確認してください。

ウ 振替手数料は無料です。

エ 奨学金を受けていた口座をリレー口座として利用することができます。ただし、「リレー口座加入申込書」で改めて加入手続をする必要があります。

(2) 口座振替加入通知

リレー口座加入後「口座振替加入通知」で返還の明細をお知らせします。振替開始月、振替口座等、必ず確認し、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。「口座振替加入通知」は、返還が完了するまで大切に保管してください。（3月満期者には8月上旬頃送付します。）

(3) 振替案内

原則として毎年1回（月賦返還は4月，併用返還は7月），残額と次回振替額を記した「振替案内」を送付します。

(4) リレー口座の変更

金融機関、口座名義人、口座番号を変更する場合は、改めて金融機関の窓口で申込手続を行ってください。申込用紙は本機構のホームページから請求してください。ホームページから請求することが困難な場合は、ナビダイヤル又は本機構（裏表紙参照）に請求してください。金融機関への手続後、新口座からの振替月日を「振替開始通知」でお知らせします。

※ 新口座からの振替開始までに金融機関への手続後1～2か月程度かかります。新口座からの振替が開始するまでは旧口座から引き落としますので解約をしないでください。

5. 返還期間（回数）の変更

(1) 本機構で複数の奨学金の借用を受けた場合

二口以上の返還金（奨学生番号）がある人は、それぞれの借用金額に応じた返還期間（回数）となりますが、その合計額を割賦金の年額（下表参照）で割って得た返還年数で返還することができます。返還期間の変更を希望する場合は、期間変更を希望する月の2か月前に申し出てください〔様式は32頁参照〕。ただし、延滞している場合は認められません。

〔例〕 高等学校で第一種奨学金 612,000円
 大学で第一種奨学金 2,160,000円 を借用した場合
 $612,000 \div 70,000 = 8.7$ 8年
 $2,160,000 \div 150,000 = 14.4$ 14年 $\Rightarrow (612,000 + 2,160,000) \div 170,000 = 16.3$ 年 16年間となります。

奨学金返還年数算出表

借 用 金 額	割賦金の年額	借 用 金 額	割賦金の年額
200,000円以下	30,000円	1,300,100円～1,500,000円	110,000円
200,100円～400,000円	40,000円	1,500,100円～1,700,000円	120,000円
400,100円～500,000円	50,000円	1,700,100円～1,900,000円	130,000円
500,100円～600,000円	60,000円	1,900,100円～2,100,000円	140,000円
600,100円～700,000円	70,000円	2,100,100円～2,300,000円	150,000円
700,100円～900,000円	80,000円	2,300,100円～2,500,000円	160,000円
900,100円～1,100,000円	90,000円	2,500,100円～3,400,000円	170,000円
1,100,100円～1,300,000円	100,000円	3,400,100円以上	総額の20分の1

(2) 期間短縮をする場合

返還誓約書の返還期間の短縮を希望する場合は、本機構に連絡してください。ただし、延滞している場合は認められません。

6. 外国に在留している期間の返還

外国に在留している期間の返還についてもリレー口座で行います。外国に行く前に住所変更の手続（国内の連絡先を指定）し、日本国内の金融機関でリレー口座に加入して、定期的に残高を確認し口座振替ができるようにしておいてください。

上記の方法がどうしてもとれない場合は、機構指定の口座（次頁参照）に送金してください。ただし、外国からの送金は、手続きが複雑なうえ送金手数料（本人負担）もかなり高額で、機構の口座へ入金されるまでにはかなりの時間がかかります。

【外国送金の留意点】

ア 送金手数料・関係銀行手数料等はすべて本人の負担となります。送金額に日本国内で要する手数料を加算し、送金してください。

イ 振込等に際しては、住所・氏名の他に奨学生番号（カタカナの記号はローマ字で）を参照記号（reference）として、通信欄（message）に必ず記入してください。

（注）奨学生番号と氏名が確認できないと、送金されても入金処理ができません。

ウ 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では、為替レートの変動により過不足が生じることがありますので、ご注意ください。

エ 入金年月日は、送金日ではなく機構の口座に入金された日付になります。

【外国から送金する場合の金融機関】

① 銀行の振込送金（この方法が最も確実です。）

（下記の口座は、外国送金受入れ口座なので、日本国内からの送金はしないでください。）

受取人名	預金種目	振込先銀行（口座番号）
JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION 10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPA	普通預金	三菱東京UFJ銀行 本店（7640389） （Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.） Swift Code : BOTK JPJT 〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1 TEL : 03-3240-1111 三井住友銀行 東京公務部（0126843） （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） Swift Code : SMBC JPJT 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-12 TEL : 03-3591-2021

② 外国郵便為替による送金（取り扱わない国もあります。）

現地の郵便局で下記の宛先の外国郵便為替を作成し、奨学生番号を通信欄又は氏名欄に記入して送金してください。（円建送金ができない国もあります。）

所在地	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 (10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN)
名称	日本学生支援機構 (JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION)

7. 報奨金

平成17年4月以降に奨学生として採用された人から、報奨金制度は廃止されました。

なお、平成16年度以前に奨学生として採用された人については、最終返還期日の4年前までに、返還残額（延滞金がある場合は、返還残額に延滞金を加えた額）を一度に返還し返還完了となったときは、最後の振替額のうち繰上返還となる金額に対して、下記に相当する額が報奨金として本人に支払われます。

返還開始日（第1回目の返還期日）の翌日から7年以内に返還完了した場合 （返還期限を猶予されている期間は除く。）	5%
返還開始日（第1回目の返還期日）の翌日から7年経過後に返還完了した場合 （返還期限を猶予されている期間は除く。）	3%

- （注）1. 最初から返還期間が4年以下の場合は、一度に返還しても報奨金の対象にはなりません。
2. 一部繰上返還した場合は、最終返還期日に変更になっている場合があり、報奨金の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

8. 返還金の延滞

口座の残高不足により請求額を引き落とすことができなかったときは、翌月の振替日に当月分と合わせて引き落とします。延滞金も賦課されます。

延滞に対しては、督促および法的措置等を行います。

(1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金の額に対し、年（365日）あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

なお、平成16年度以前に奨学生として採用された人は、約束の返還期日を6か月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が課されます。

(2) 督促

機構又は機構が委託した債権回収会社等から以下の措置を行います。

ア 文書

本人（機構に登録されてる住所）宛に「振替不能通知」を送付します。人的保証の場合は連帯保証人や保証人宛にも「督促状」を送付します。

イ 電話

本人、連帯保証人、保証人に対して、文書と同時に電話でも督促を行います。

ウ 連帯保証人・保証人への請求

本人からの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求書を送付します。

エ 自宅への訪問

(3) 個人信用情報機関への登録

ア 延滞3か月以上（新たに返還を開始する者は、返還開始後6か月经過時点以降）の場合、提出されている「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の同意条項に基づき、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録します。

一般のローンでは、借用時に情報提供することになっていますが、機構の奨学金の場合は、上記に該当する延滞者のみが登録されます。

イ 一度、情報が登録されますと延滞解消してさらに返還がすべて完了しても5年間は登録されています。

ウ 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードが使えなくなったり住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

個人信用情報機関に登録されると…

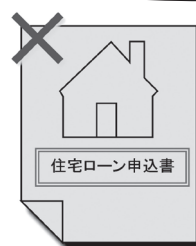
延滞!

奨学金の返還において、延滞が3か月以上となった場合、個人信用情報機関にあなたの個人情報が登録されることとなります。

クレジットカードの利用が制限されたり…



住宅ローン等が組めなくなる場合があります。



(4) 法的処置

延滞が続くと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置をとります。

ア 支払督促申立予告

延滞し、督促しても返還しない場合は、借用金額の一括返済を履行期限を指定して求め、履行されない場合は支払督促申立をすることの予告をします。

イ 支払督促申立

支払督促申立予告で支払いを求めた指定期限を過ぎてもなお返還しない場合は、裁判所に支払督促の申立をします。

ウ 仮執行宣言付支払督促申立

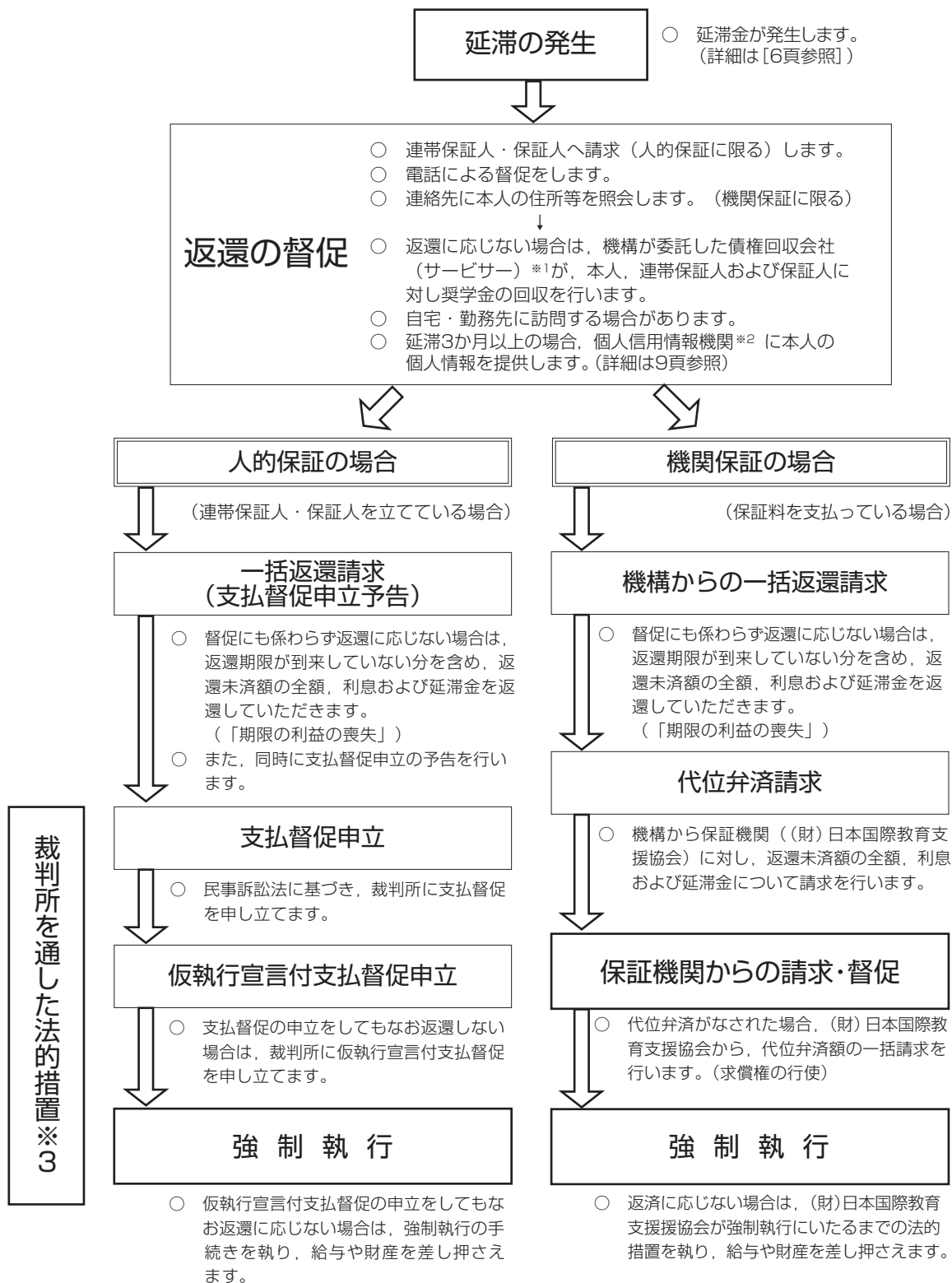
支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

エ 強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、強制執行の手続きをとります。

注 意

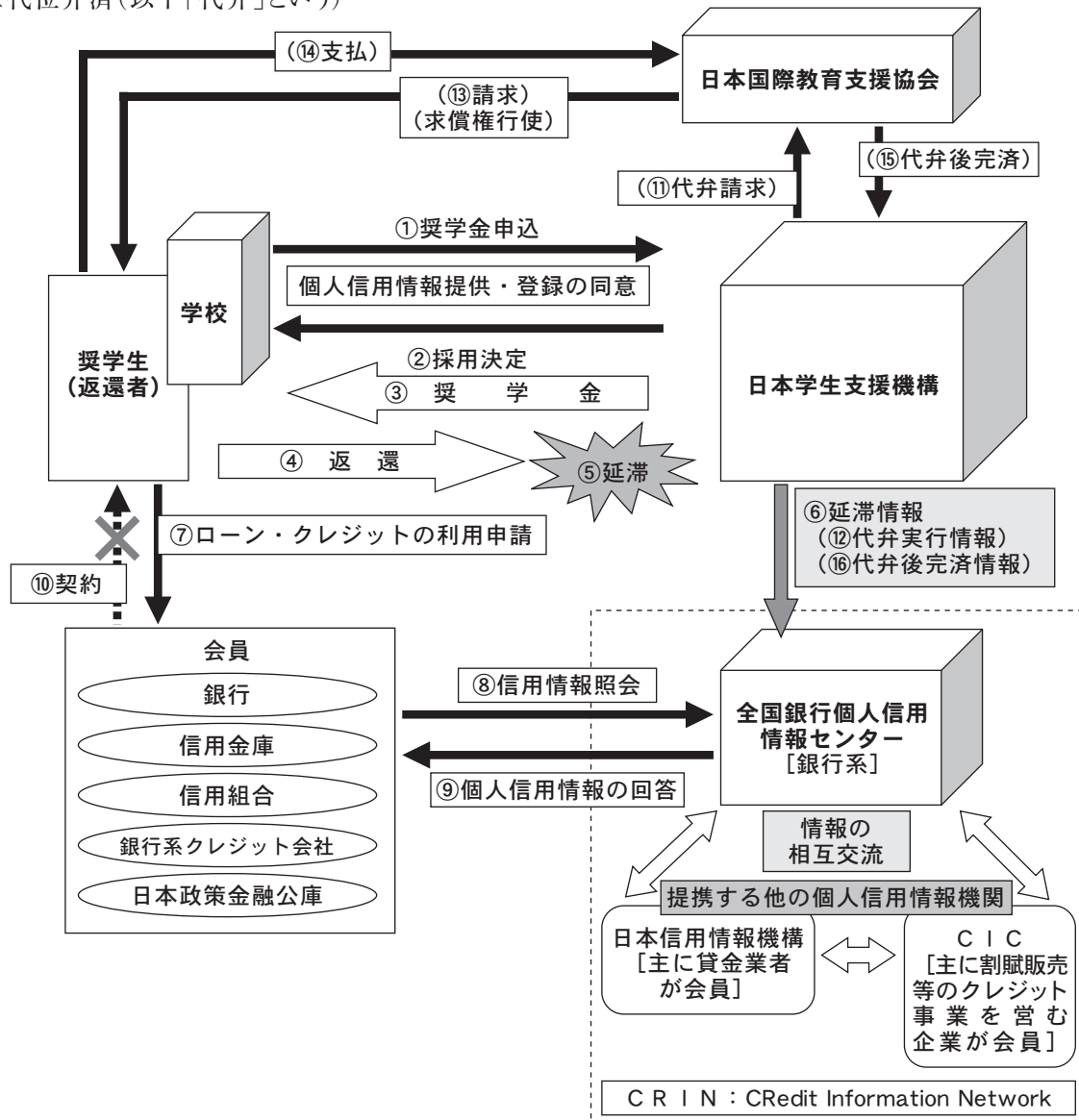
- ① 支払督促以降の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。
- ② 返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息（第二種奨学金のみ）、最後に元金の順になります。



- ※1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。
- ※2 個人情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。
- ※3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。

個人信用情報機関活用のしくみ

※代位弁済(以下「代弁」という)



1. 申込～採用決定, 振込

- ①奨学金申込(個人信用情報機関(含む提携個人信用情報機関)への情報提供についての同意が必要となる。)
- ②採用決定
- ③奨学金の振込

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生(返還開始6か月経過後に延滞3か月)
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録

3. 返還者(個人信用情報機関に延滞者として登録中)がクレジットカード利用申込～契約不可

- ⑦クレジットカードの利用申請
- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員判断により契約拒否

4. 機関保証制度加入者の例(代弁実行～代弁実行後完済)

- ⑪代弁請求
- ⑫個人信用情報機関への代弁実行情報の登録
- ⑬日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑭返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑮完済の場合に代弁後完済情報を日本学生支援機構へ
- ⑯日本学生支援機構から代弁後完済情報を個人信用情報機関へ

9. 返還期限猶予

次の(1)(2)の場合には、返還期限が猶予されることがあります。承認された猶予期間中は無利息です。

返還期限猶予を希望する場合は速やかに所定の手続きをしてください。審査から承認までの間は、請求や督促が引き続き行われますのでご注意願います。

なお、返還期限猶予期間が終了したら「リレー口座」の再加入手続きをしてください。

ただし、金融機関に確認し、前回加入したリレー口座が使用できる場合は、再申込の必要はありません。

(1) 在学猶予

大学・大学院などに在学中は「在学届」〔様式は33頁参照〕の提出により返還期限が猶予されます。下記の事由が発生した場合は、速やかに手続きをしてください。

ア 進学した場合

在学届を入学した学校に提出してください。(学校がまとめて機構に提出します。)

ただし、大学院奨学生採用候補者(採用候補者決定通知を受領した人)が、大学院に進学した場合は、前に貸与を受けていた奨学生番号を記入した進学届を提出してください。提出しなかった場合は、在学届を提出してください。

イ 奨学金を辞退した場合

辞退後も学校に在学している場合は、在学届を提出してください。

ウ 借用期間終了後も留年により卒業期が延びた場合

在学届を1年ごとに提出してください。

エ 大学の通信教育学部又は放送大学の全科履修生として在学している場合

在学届を1年ごとに提出してください。

オ 専修学校に入学した場合

専修学校の高等課程又は専門課程で修業年限が2年以上のもののうち、次の分野・学科に入学した場合は在学届を提出してください。

〔在学猶予が認められる分野と学科〕

工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務関係の各分野に属する全学科
服飾・家政、文化・教養分野のうち服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術に関する学科

カ 外国の学校に留学した場合

「奨学金返還期限猶予願」〔様式は34、35頁参照〕と「在学証明書(日本語訳を添付)」を提出してください。なお、日本の大学(院)に在籍しながら外国に留学する場合は日本の大学(院)の「在学届」の提出のみで在学猶予されます。

【注意!】 以下の場合には在学猶予の対象となりません。(2)「一般猶予」を参照してください。

※ 聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生等

※ 外国留学のうち、大学・大学院以外の学校、語学学校、大学の語学研修コースに在籍中

(2) 一般猶予

次頁の表の事由で約束どおりの返還が困難になった場合、速やかに返還期限猶予の手続きをしてください。願出は1年ごとになります。審査の後、結果を通知します。

「奨学金返還期限猶予願」〔様式は34、35頁参照〕には必ず証明書(次頁参照)を添付して、返還期日の2か月前までに、機構(裏表紙参照)に提出してください。証明書等でわからないことがありましたら、ホームページのQ&Aなどを参照するか、機構(ナビダイヤル)にご相談ください。

【願出事由による証明書等一覧】コピーと記されているもの以外は原本を提出してください。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間
1 傷病	傷病 診断書（※就労困難の記載があること） ※就労している場合は、所得証明書又は市・県民税（所得・課税）証明書又は住民税非課税証明書の提出が必要	医師・病院長	継続する期間
2 生活保護受給中	生活保護受給中 ①生活保護受給証明書 又は ②民生委員の証明書	①社会福祉事務所長 ②民生委員	
3 入学準備中	入学準備中 ①予備校の在籍証明書 又は ②出身学校長又は出身学校担当教諭の証明書等 ※在学期間を終了して1年以上経過の場合は、経済困難事由による猶予願出となります。 【上記①②の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①②の証明書が取得困難な事由を事情欄（別紙可）に必ず記入してください。 ③事実を明らかにする民生委員の証明書	①在籍学校長等 ②出身学校長、出身学校担当教諭等 民生委員	通算5年が限度
	4 失業中	失業中 ※半年以上前に退職している場合は経済困難事由による猶予願出となります。 ①雇用保険受給資格者証のコピー 又は ②雇用保険被保険者離職票のコピー 【上記①②の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①②の証明書が取得困難な事由を事情欄（別紙可）に必ず記入してください。 ③退職証明書 又は ④雇用関係終了が確認できるもののコピー	
5 経済困難		生活困窮 経済困難 ※給与所得者の場合…年間収入金額300万円以下が目安 ※給与所得者以外の場合…年間所得金額200万円以下が目安 ①所得証明書 又は ②市県民税（所得・課税）証明書 又は ③住民税非課税証明書 ※①②は標記年度の前年分の所得を証明するもの。 ※①を基本とする。②は収入金額又は所得金額が明記されているものとする。（課税額のみは不可） ※希望する猶予の始期から1年以内の証明書が取得できない場合は、追加証明書が必要です。ホームページ等でご確認ください。 ※外国居住の低所得者の場合は給与明細3か月分コピーとビザのコピー ※特別研究員の場合は、 ①所得証明書 と ②研究員の証明書 及び 研究費の金額がわかる証明書等	
	6 その他	新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入 ①保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー 又は ②給与明細3か月分のコピー 又は ③出身学校教諭・教授の求職活動中又は無職であることの証明書（職名・署名・押印必要。様式自由） 【上記①②③の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①②③の証明書が取得困難な事由を事情欄（別紙可）に必ず記入してください。 ④求職受付票のコピー（ハローワークカード等） 又は ⑤求職活動中であることがわかる書類 又は ⑥その他事実を明らかにする民生委員の証明書 ⑦本人の事情書と被扶養者の記載がない保険証（「国保」等の保険証のコピー、保険料を誰が支払っているかわかるもののコピー、住民票写し（⑦は④～⑥も取得困難な場合に限る）	
債務整理 ※債務整理の事由による猶予の願出は、債務整理（破産、個人再生、特定調停、任意整理）に奨学金債権を含めていない場合に限る 破産 受任通知、破産事件受理票、破産手続開始通知書、破産申立書、破産宣告通知、同時廃止決定通知、免責決定通知等のコピー 個人再生 受任通知、個人再生通知書、個人再生事件受理票、個人再生計画書、個人再生認可決定通知等のコピー ※認可決定後は再生計画表等のコピー添付 特定調停 特定調停事件受理票、特定調停申立書、決定書等のコピー 任意整理 受任通知、和解書、合意書等のコピー		弁護士・司法書士・裁判所	
	外国で研究中 ①在籍証明書 又は 所属機関の証明書（※日本語訳を添付）と ②所得証明書（円換算した金額を添付） ③収入金額に研究費が含まれる場合は、研究費の金額がわかる証明書（円換算）	在籍学校長、所属機関の長	
	災害 罹災証明書	市区町村長・消防署長	当該事由が継続する期間

(注) 外国の学校に留学した場合(10頁のカの場合)は在学猶予です。

「奨学金返還期限猶予願」と「在学証明書(日本語を添付)」を提出してください。なお、日本の大学(院)に在籍しながら外国に留学する場合は、日本の大学(院)の「在籍届」の提出のみで在学猶予されます。

10. 減額返還

返還誓約書等で当初定めた割賦金の返還が困難ではあるが、減額すれば返還できる場合、返還期限を延長し、1回あたりの割賦額を減額することができます(平成23年1月以降返還期日となっている割賦金より適用の予定)。

減額返還の適用されることがあるのは次の場合です。希望する場合は、速やかに手続きをしてください。

詳しい手続き方法は本冊子作成時において未定ですので、決まり次第ホームページ等でお知らせします。

ア 適用基準

- ①収入・所得金額が一定額以下である。(返還期限猶予の目安金額と同額)
- ②延滞していない。

イ 適用期間

1年ごとに願出が必要であり、最長10年間

ウ 減額の割合

当初割賦金額の1/2

エ 返還総額

1/2の額を2倍の期間で返還。第一種・第二種とも返還する総額(利息含む)は変わりません。

11. 返還の免除

次の場合、願出により返還を免除することがあります。(1)(2)の願出用紙は本機構返還免除課(裏表紙参照)に請求してください。審査の後、結果を通知します。

(1) 死亡による免除

死亡により返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- ア 奨学金返還免除願(相続人、連帯保証人連署)
- イ 本人死亡の事実を記載した戸籍抄本、個人事項証明書又は住民票等の公的証明書

(2) 精神若しくは身体の障害による免除

精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなったとき。下記の書類を提出してください。

- ア 奨学金返還免除願(本人、連帯保証人連署)
- イ 返還ができなくなった事情を証する書類(家庭状況書:本人及び連帯保証人の状況)
- ウ 医師又は歯科医師の診断書(本機構所定の用紙)

(3) 特に優れた業績による返還免除

平成16年度以降の大学院第一種奨学金採用者で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除されます。詳細は14頁「IV 平成22年度 特に優れた業績による返還免除について」を参照してください。

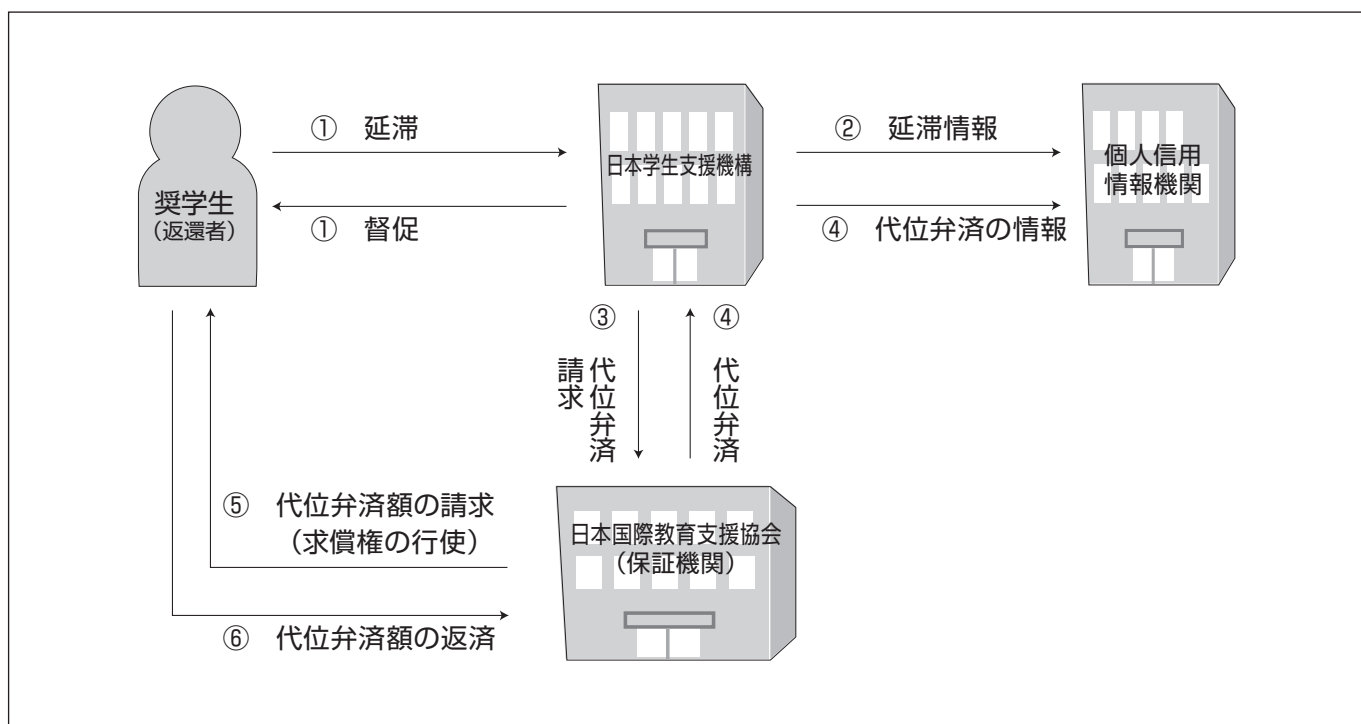
Ⅱ 機関保証制度に加入している方へ（高等学校・専修学校高等課程は除く）

機関保証制度に加入していても、奨学金はあなた自身が責任をもって返還しなければなりません。

奨学金の返還を延滞し、延滞が一定期間以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人信用情報機関に登録されます。さらに延滞が続いた場合、機構は保証機関（財団法人日本国際教育支援協会）に対し、あなたの奨学金の返還残額（元金、利息、延滞金の合計額）を請求します。保証機関はあなたの奨学金の返還残額を機構に支払いますが、その後、あなたに対し、機構に支払った額を一括して請求します。

※保証機関があなたの代わりに奨学金の返還残額を機構に支払っても、あなたの返済の義務はなくなりません。

○奨学金の返還を延滞した場合



- ①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、機構はあなたに対し返還の督促を行います。
- ②延滞が3か月以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人信用情報機関に登録されます。
- ③さらに延滞が続いた場合、機構は保証機関に対し、あなたの奨学金の返還残額（元金、利息、延滞金の合計額）を請求します。〔代位弁済請求〕
- ④保証機関があなたの奨学金の返還残額を機構に支払います。〔代位弁済〕
また、あなたの個人情報（代位弁済の情報）が個人信用情報機関に登録されます。
- ⑤保証機関があなたに対し、機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します。〔求償権の行使〕
- ⑥あなたは保証機関に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。返済に応じない場合、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。

【保証料の返戻】

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、あなたが支払った保証料の一部を保証機関からお返しする場合があります。

- (1) 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- (2) 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- (3) 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座又はリレー口座となります。ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方になります。

Ⅲ 平成22年度 特に優れた業績による返還免除について 大学院第一種奨学生へ

1. 制度

(1) 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学院を置く大学の学長が学内選考委員会の審議に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

(2) 対象者

平成16年度以降の大学院第一種奨学金採用者で、平成22年度中に貸与終了する者。

必ずしも課程修了は要件とはしませんが、貸与終了時の在学している課程で特に優れた業績を挙げたことが必要です。

2. 具体的な評価項目

各大学院においては、課程の趣旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績のそれぞれにつき、本機構の奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定し、学内選考委員会がこれに沿って総合的に評価することにより免除候補者の推薦の選考が行われます。

(大学における推薦方法)

学内選考委員会が令第8条第2項の調査審議において候補者として推薦すべき者を選考する際は、選考に係る学生の、当該大学院における教育研究活動等に関する次表左欄に掲げる業績及び当該大学院における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する同欄の業績について、同表右欄に定める基準に基づき各大学院が設定する具体的な評価項目により、総合的に評価して行うものとする。

業績の種類	機構が定める評価基準
省令第36条第1号に定める「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
省令第36条第2号に定める「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
省令第36条第3号に定める「著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）」	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
省令第36条第4号に定める「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
省令第36条第5号に定める「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
省令第36条第6号に定める「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第7号に定める「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第8号に定める「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第36条第9号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること

(奨学規程 第47条第2項)

3. 返還免除を願い出る前に

通常の貸与終了者としての手続（返還誓約書の提出，リレー口座への加入等）はすべて行ってください。

上記の手続が確認できない場合，申請を受け付けません。

なお，返還免除の認定結果の如何にかかわらず，4月以降引き続き在学している等返還期限猶予を希望する方は，10頁を参照し手続きをしてください

4. 返還免除の願出

- (1) 大学で設定する応募期間等に従ってください。
- (2) 大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」(所定の用紙)を大学に提出してください。
添付資料として特に優れた業績を証明する資料が必要となります。

5. 認 定

(1) 機構の認定

ア 返還免除者の認定は，5月下旬に学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。

イ 全額免除，半額免除の認定は，全額免除にあつては各大学院ごとに課程別に推薦された候補者に付された順位の上位1/3以内の者について行い，半額免除にあつてはそれ以外の者について行うことを基本とします。

(2) 認定結果通知

ア 業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後，各大学及び推薦された各奨学生に通知します。

イ 認定結果についての個々の照会には応じられません。

6. 一部免除の認定を受けた場合及び認定されなかった場合（全額免除の認定を受け，他の奨学金の返還がある場合を含む）の返還

3.によって手続きをしているリレー口座から振り替えされます。

一部免除後の返還については，貸与終了時に提出した「返還誓約書」記載の借入金額のうち，半額分が返還された状態で返還が開始されます。返還期間が短くなり，初回割賦金が調整されますが，返還割賦金は変わりません。

口座の変更については2頁の「(4)リレー口座の変更」を参照してください。

7. 特に優れた業績による返還免除申請中の猶予

当該年度の早い時期に貸与が終了する者（満期・辞退・退学等）については，本免除の認定結果が出る前に，返還期日が到来する場合があります。返還免除を希望する者は，「奨学金返還期限猶予願」〔様式は34，35頁参照〕の2.事由の6その他に「優れた業績免除申請中」と記入し，「返還誓約書」・「業績優秀者返還免除申請書」等と併せて大学へ提出してください。貸与が終了した月の翌年度の9月末日までの期間，返還期限を猶予します。なお，貸与終了時期の関係で「業績優秀者返還免除申請書」が添付できない場合には，事情書（様式事由）に返還免除申請予定であることを記し，学校の証明を受け添付してください。

貸与終了後も引き続き在学する場合は，「在学届」〔様式は33頁参照〕を申請書等と併せて大学に提出してください。在学期間中は返還期限を猶予します。

詳しくは各大学へお問い合わせください。

IV 返還誓約書の記入と提出（平成22年3月以前採用者）

「返還誓約書」は、借入金額と保証関係および今後の返還方法を確認するためのもので、「人的保証用」と「機関保証用」があります。学校の指示に従い、必要事項を漏れなく記入押印のうえ必要書類を添えて、必ず提出してください。併用貸与（第一種・第二種奨学金を共に貸与された者）は両方の返還誓約書を提出してください。

1. 返還誓約書の記入について

人的保証の場合は18頁～20頁の記入例、機関保証の場合は21頁～23頁の記入例を参照のうえ、必要事項を記入欄に記入してください。

なお、返還誓約書の印字欄が印字されていない場合は、学校の指示を受けて記入してください。

(1) 人的保証（連帯保証人・保証人）の選任の条件について

① 連帯保証人

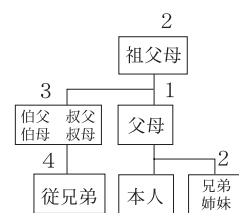
奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。原則として、父母・兄弟姉妹又はおじ・おば等にしてください。未成年者等保証能力がない人は認められません。奨学生本人が貸与終了時に満45歳を超えることとなる場合は、連帯保証人は貸与終了時に満60歳未満でなければなりません。配偶者を選任することはできません。

② 保証人

本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、本人に代わって返還する人です。原則として4親等以内の親族（父母を除く兄弟姉妹・おじ・おば・いとこのことです。）のうちで本人及び連帯保証人と別生計の人を選んでください。未成年者等保証能力がない人は認められません。奨学生本人が貸与終了時に満45歳を超えることとなる場合は、保証人は貸与終了時に満60歳未満でなければなりません。配偶者を選任することはできません。

また、他に該当者がいない等やむを得ない場合を除き、貸与終了時に65才以上の人はさけてください。

※ 4親等以内の親族でない人を連帯保証人・保証人にする場合は、返還総額の返還を確実に保証できる人を選んでください。その場合、返還保証書〔様式は26頁参照〕及び証明書類の提出が必要になります。



(2) 親権者・未成年後見人について

① 親権者

民法に定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年の場合、通常は父母が親権者です。いずれかがいない場合は一人となります。親権者を記入した場合は（後見人）の字句を2本線で消してください。

② 未成年後見人

民法に定められた未成年後見人のことです。未成年後見人を記入した場合は「親権者」の字句を2本線で消してください。

(3) 人的保証から機関保証への変更について

平成16年度以降の採用者で、やむを得ない事情により連帯保証人及び保証人を選任できない場合は、人的保証から機関保証への変更が可能ですので学校に申し出てください。ただし、この場合は、貸与始期に遡り、一括による保証料の支払が必要となります。〔「機関保証制度に加入している方へ」は13頁参照〕

※高等学校及び専修学校高等課程の奨学金は機関保証制度の対象外です。

2. 返還誓約書の提出について

返還誓約書は、次の書類を必ず添付して学校の指示する期限までに学校に提出してください。併用貸与者は、各々の返還誓約書ごとに次の書類を添付してください。

人的保証	機関保証
1.金融機関で手続済のリレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピー	1.金融機関で手続済のリレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピー
2.奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)	2.奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)
3.連帯保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)	/
4.連帯保証人の「収入に関する証明書」(コピー可) ※ 収入に関する証明書の例：源泉徴収票，市区町村発行の所得証明書等	
5.保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)	

学校に提出する「返還誓約書」に必ず添付する書類（見本）

平成22年3月以前採用者

人的保証選択者が添付するもの（1～5）

機関保証選択者が添付するもの（1～2）

1. リレー口座申込書「預・貯金者控」のコピー

様式3 日本学生支援機構奨学金返還 自動払込利用申込書 (預・貯金者控)
日本学生支援機構奨学金返還預金口座振替依頼書 (リレー口座) 平成 年 月 日申込

ゆうちょ銀行御中
私は、日本学生支援機構奨学金を私名義の下記口座から自動払込みによって返還したいので申し込みます。
(※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。)

払込先口座番号	00190-9-579016	払込先加入者名	日本学生支援機構	払込日	(割賦金支払月)の27日 (休業日の場合は翌営業日)
種目コード	16627	契約種別コード	通帳記号	通帳番号	(右つめて記入して下さい)
フリガナ	TEL				
住所	都道府県				
TEL	TEL				
携帯電話					
通知サイン	1	+奨学生と預・貯金者が異なり、「口座振替加入通知」等を預・貯金者宛に送付を希望する場合は、○で囲んで下さい。			

20年3月まで記入して下さい



(預・貯) 10.08

※振替開始月については後日、日本学生支援機構からお送りする「口座振替加入通知」でご確認ください。
ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、記入した情報が、金融機関及び奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されます。
なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

2. 本人の住民票（市区町村で発行されたもの、コピー不可） ※市区町村によって様式は異なります。

住民票

氏名	生年月日	性別	住所	世帯主名	住民となった年月日
住所	本籍	前住所	備考	住民票コード	省略
平成 年 月 日 転入	平成 年 月 日 届出	世帯主			

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。
平成 年 月 日

公印

3. 印鑑登録証明書（連帯保証人、コピー不可） ※市区町村によって様式は異なります。

印影	住所	番号
	番地	方
	氏名	年 月 日生

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。
年 月 日

5. 印鑑登録証明書（保証人、コピー不可） ※市区町村によって様式は異なります。

印影	住所	番号
	番地	方
	氏名	年 月 日生

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。
年 月 日

4. 収入に関する証明書（連帯保証人、コピー可）

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)	
		(フリガナ)		
		(役職名)		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)等の金額	社会保険料
有無	千円	人	人	千円
無	千円	人	人	千円
(控除) 住宅借入金等特別控除可能額	円	国民年金保険料等の金額	円	配偶者の合計所得
				千円
				個人年金保険料の金額
				千円
				千円

返還誓約書記入例

人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。
- 現住所・氏名と印は……連帯保証人・保証人・親権者・未成年後見人は必ず該当者本人の承諾を受け、それぞれ各自に自署、押印してもらってください。ゴム印等は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……
誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、上部に正しい事項を記入してください。ただし、金額の数字は一部分だけの訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。

一つの奨学生番号で借用した金額の合計です。借用の明細欄の借用金額と同じ金額を記入してください。数字は右詰めです。金額の桁に注意してください。

平成23年3月で満期になる人は平成23年3月31日。それ以外の方は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を記入してください。

選任の条件・記入方法については16頁参照

連帯保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。

保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑証明書を添付してください。

① 【提出用】 第一種 大学・大学院・高等専門学校 (借用証書)

返還誓約書

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

借用金額 千 百 十 万 千 百 十 円
2 1 6 0 0 0 0

私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種学資金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。

平成23年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

奨学生本人	〒162-0000 東京都新宿区市谷本町10-7 機構 友子 63年7月22日生	印	機 構
連帯保証人	〒162-0000 東京都新宿区市谷本町10-7 機構 幸次 32年11月18日生	実印	幸 機 構
保証人	〒J30-0000 大阪府大阪市北区神山町1-31 奨学 一郎 33年8月1日生	実印	一 郎

注 ①奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリレー口座加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。
 ②連帯保証人については、連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。あわせて裏面の5.「連帯保証人」の欄にも必ず記入してください。
 ③保証人については、保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書を添付してください。あわせて裏面の6.「保証人」の欄にも必ず記入してください。

(以下は未成年者のみ記入してください。)

親権者(父) 後見人	〒 _____ 番 _____ _____ 氏 _____ 氏	印	
親権者(母)	〒 _____ 番 _____ _____ 氏 _____ 氏	印	

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。親権者が連帯保証人である場合でも自署・押印してください。
 ②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人いる場合には後見人の方が自署・押印してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報（延滞情報）（延滞額・延滞開始年・延滞月数等）を含むが、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

- 府県名と市名が同じもの及び札幌市・仙台市・さいたま市・横浜市・川崎市・相模原市・浜松市・名古屋市・堺市・神戸市・北九州市については道府県名を省略してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション・団地・アパートの棟号・室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正の場合は訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。

未決定の人は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら本機構に届出てください。

郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。

卒業後の連絡先が未定の人は連帯保証人の住所を記入し、後日、住所が確定したら本機構に届出てください。

返還誓約書表面と同じ人を記入してください。

4. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人勤務先	勤務先名	左内坂商事 株式会社		
	TEL	03-3366-XXXX		
卒業後の連絡先	フリガナ	トウキョウト シンジュク イチカヤホンムラチヨウ		
	〒	162-0000		
	住所	東京都新宿区市谷本村町10-7		
	TEL	03-3269-XXXX		
	携帯電話番号	090-1234-XXXX		
	e-mailアドレス	kikou@xxx.xx.xx		

5. 連帯保証人

連帯保証人	フリガナ	キコウ コウジ			本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい
	氏名	機構 幸次		生 年 月 日	父 母 兄弟姉妹
				大正昭和平成 T H 22年11月18日	○ 2 3 4
	フリガナ	トウキョウト シンジュク イチカヤホンムラチヨウ			
	〒	162-0000			
	住所	東京都新宿区市谷本村町10-7			
	TEL	03-3269-XXXX			
	携帯電話番号	090-1111-XXXX			
	勤務先	株式会社機構工業	勤務先TEL	03-3269-XXXX	

6. 保証人（未成年者等保証能力がない人は認められません。）

保証人	フリガナ	ショウガク イチロウ			本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい
	氏名	奨学 一郎		生 年 月 日	兄弟姉妹
				昭和平成 S H 23年8月1日	3 ○4
	フリガナ	オオサカシタク カミヤチヨウ			
	〒	530-0000			
	住所	大阪市北区神山町1-31			
	TEL	06-6361-XXXX			
	携帯電話番号	090-1212-XXXX			
	勤務先	(有)返還商事	勤務先TEL	06-2323-XXXX	

学校での点検者印

返還誓約書記入例

機関保証の場合（高等学校・専修学校高等課程を除く）

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。
- 現住所・氏名と印は……親権者・未成年後見人は必ず該当者本人の承諾を受け、それぞれ各自に自署、押印してもらってください。ゴム印等は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……
誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、上部に正しい事項を記入してください。ただし、金額の数字は一部分だけの訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。

一つの奨学生番号で借用した金額の合計です。借用の明細欄の借用金額と同じ金額を記入してください。
数字は右詰めです。
金額の桁に注意してください。

平成23年3月で満期になる人は平成23年3月31日。
それ以外の方は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を記入してください。

記入方法は16頁参照

① 【提出用】 第一種〔機関保証〕 (借用証書)

返還誓約書

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

借用金額 千 百 十 万 千 百 十 円
2 1 6 0 0 0 0

私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種学資金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。

平成23年3月31日
独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

① 162-0000 ☎ 03-3269-XXXX 印
奨学生番号 東京都新宿区市谷本村町10-7
本人氏名 機構太郎 平成23年5月5日 生 機 構

注：奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリレー口座加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。

-----（以下は未成年者のみ記入してください）-----

親権者(父) (後見人)	現住所 〒 氏 名	☎	印
親権者(母)	現住所 〒 氏 名	☎	印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。
②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がある場合には後見人の方が自署・押印してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報（延滞情報）（延滞額・延滞開始年・延滞月数等）を含むが、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものととして計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は楷書ではっきり漢字記入してください。

初回入金年月…最初に奨学金が口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金が口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間は除いてあります。

借用月額に変更があった場合は行を改めて記入してあります。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があれば記入してください。その場合、採用年度の新しいものから記入してください。

希望する割賦方法を○で囲んでください。※全額繰上返還を希望する場合でも必ず○で囲んでください。

保証料総額（予定）は借用期間終了までに支払う額です。ただし、途中で機関保証に変更した場合は、変更後に徴収した金額（予定）が印字されており、変更時に一括で支払った金額は含まれておりません。

1. 借 用 の 明 細

氏名 機構 太郎

奨学生番号 60704999999

性別 女 生年月日 1988年 5月 5日

学校名 東都 大学院 教育

借用金額 2,160,000 円

借用期間終了事由 満期

初回入金年月 2007年 5月 最終入金年月 2011年 2月

借用開始年月 2007年 4月 借用終了年月 2011年 3月 借入回数 48回 借用月額 45000円 借用金額 2160000円

2. 返 還 の 方 法

(1) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。
 (2) 奨学金の返還はゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預貯金口座からの自動引き落としとなります。
 (3) 返還誓約書提出前に必ず口座振替制度（リレー口座）の加入手続きを終えてください。

割賦方法	返還期日	返還回数	割賦金	最終割賦金
<input checked="" type="radio"/> 月賦返還	毎月 27 日	168 回	12857 円	12881 円
2. 併用返還	月賦分 毎月 27 日	168	6428	6524
	半年賦分 毎年1月と7月の27日	28	38571	38583

保証料総額（予定） 85,536 円

607 04 999999 7

コード番号
 学校番号 109990
 区 分 00
 学部・研究科・学科 2006
 10/09/01-000001
 (03329)

↑上の枠部分は機械処理するため、記入しないでください。

機械印字されていない場合は学校の指示を受けて該当事由に○をつけてください。
 「満期」…卒業・修了及び貸与期間満了のことです。
 「辞退」…奨学金を必要としなくなり、その旨届出たことです。
 「退学」
 「廃止」…「奨学金継続願」を提出しないこと及び学則により退学・除籍の処分を受けたこと等により奨学生の資格を失うことです。
 「死亡」
 「その他」

- 府県名と市名が同じもの及び札幌市・仙台市・さいたま市・横浜市・川崎市・相模原市・浜松市・名古屋市・堺市・神戸市・北九州市については道府県名を省略してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション・団地・アパートの棟号・室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正の場合は訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。
未決定の人は空欄にし、後日、勤務先が決定したら本機構に届出てください。

卒業後の連絡先が未定の場合は郵便物が確実に届く住所を記入し、後日、住所が確定したら本機構に届出てください。

本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に、本人の住所・電話番号を照会できる人を記入してください。

3. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人の勤務先名	勤務先名	左内坂商事 株式会社		
TEL		03-3366-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。	
フリガナ	卒業後の住所	トウキョウト シンジュク イチカヤホンムラチョウ		
		〒162-0000		
		東京都新宿区市谷本村町10-7		
TEL		03-3269-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。	
携帯電話番号		090-1234-XXXX		
e-mailアドレス		kikou@xxx.xx.xx		

4. 本人以外の連絡先

フリガナ	キコウ コウシ				本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい					
氏名	機構 幸次			生	年	月	日	父	母	兄弟
				大正	昭和	平成	年	月	日	① 2 3 4
				T	○	H	32	11	18	
フリガナ	トウキョウト シンジュク イチカヤホンムラチョウ									
	〒162-0000									
	東京都新宿区市谷本村町10-7									
TEL	03-3269-XXXX			←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。						
携帯電話番号	090-1111-XXXX									

注 ①奨学生本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者または後見人の方を記入してください。
②本人が成年者の場合には、父母・親戚・知人など本人と連絡のとれる方を記入してください。
③本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に本人の住所・電話番号を照会することがあります。

学校での点検者印

V 貸与奨学金返還確認票の確認（平成22年4月以降採用者）

奨学金の貸与が終了すると「貸与奨学金返還確認票」が交付されます。

貸与奨学金返還確認票に印字されている内容をよく見て、借用金額や貸与期間に間違いがないか、奨学生本人の住民票住所、連帯保証人・保証人の住所または本人以外の連絡先に変更がないか、よく確認してください。

1. 内容の修正について

- (1) 「貸与奨学金返還確認票」の内容（借用金額・貸与期間等）に疑問があれば、貸与を受けた学校に申し出てください。
- (2) 住所等の変更は、転居・改氏名・勤務先(変更)届(27頁)や連帯保証人(28頁)・保証人変更届(29頁)で、日本学生支援機構へ届け出てください。
- (3) 機関保証制度加入者で、＜本人以外の連絡先＞を変更する場合には、「本人以外の連絡先(機関保証)変更届」(30頁)で、日本学生支援機構に届け出てください。
- (4) 満期(貸与期間が満了の場合)で貸与終了される方は、在学中に「貸与奨学金返還確認票」をお渡ししますので、貸与中の変更については、学校に申し出てください。

平成22年4月以降採用者

＜奨学金の種類＞

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第一種：無利息 第二種：利息付
- ・保証区分 人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度
機関保証：機関保証で連帯保証を受ける制度

＜借用金額＞

一つの奨学生番号で借用した全ての金額です。月額の変更をした場合も、全て反映されています。

＜貸与の状況＞

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間・月額を確認してください。

【第二種人的保証】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。（裏面参照）。
内容に変更がある場合は、所定の届出が必要です（裏面参照）。
独立行政法人日本学生支援機構理事長

平成 26 年 3 月 1 日
借用金額 ￥ 1 9 2 0 0 0 0

奨学生番号	810-04-205991	区	8
住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7		
電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000
Eメールアドレス	abcdefg@○○○.ne.jp		
フリガナ	キコウ 知助		
氏名	機構 太郎		
生年月日	平成 3 年 1 月 1 日	性別	男

連帯保証人	住所 〒162-0845 東京都市谷本村町10-7 電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999 フリガナ キコウ 知助 続柄 父 氏名 機構 一郎 昭和 32 年 2 月 2 日生 勤務先 (株)奨学機構 電話番号 03-0000-1111
保証人	住所 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目 0000 電話番号 06-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ キコウ 知助 続柄 おば 氏名 機構 明子 昭和 38 年 4 月 4 日生 勤務先 (有)機構商店 電話番号 06-0000-9999
住所	〒 -
電話番号	*****
携帯電話番号	*****
フリガナ	*****
氏名	*****
生年月日	** 年 ** 月 ** 日生

貸与の状況

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与合計
2012年4月～2014年3月	24	50000円	1200000円
年 月～年 月	月	円	円

在学校 日本学生支援大学 採用種別 予約

返還の条件(目安)

返済	返済期日	返済回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
毎月27日		156	15083	15059	15058
1 月賦返還選択時の総支払額	(利息込み)			2349227	
借用月賦分	毎月27日	156	7619	7529	7480
返還半年総分	毎年1・7月の27日	26	45242	45220	45226
2 借付返還選択時の総支払額	(利息込み)			2350313	

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：返還の方法(目安)は、上限利率の年3.0%（増額貸付部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了後に送付される通知でご確認ください。

ご登録いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報（延滞情報）（延滞額・延滞開始年・延滞月数等）を含むが、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

学校番号 104900
区 分 00
学部学科 2006
学籍 No. 123456

＜奨学生本人＞

あなたの奨学生番号・住所（返還誓約書または住所変更届で届出した住民登録住所）・電話番号・メールアドレス・氏名・生年月日・性別です。

＜返還の条件＞

返還誓約書で選択した割賦方法に*（アスタリスク）が印字されています。

【人的保証】

- ①返還誓約書または連帯保証人変更届で届出した連帯保証人です。
- ②返還誓約書または保証人変更届で届出した保証人です。

【機関保証】

- ①返還誓約書または住所変更届で届出した本人以外の連絡先住所です。
- ②記載はありません。（*印字）。

各 種 願 出 用 紙

- 返還保証書（※連帯保証人・保証人）…P26
- 転居・改氏名・勤務先（変更）届…P27
- 連帯保証人変更届…P28
- 保証人変更届…P29
- 本人以外の連絡先（機関保証）変更届…P30
- 繰上返還申込書…P31
- 奨学金返還期間変更願…P32
- 在学届…P33
- 奨学金返還期限猶予願…P34～P36

届出，願出に当たっては
機構HPに掲載してあるQ&A等を事前に参照してください。

本機構ホームページにも掲載しておりますので，ご利用ください。

<http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/>

リレー口座を変更する場合は，申込用紙を本機構のホームページから請求してください。
ホームページから請求することが困難な場合は，本機構（裏表紙参照）に請求してください。
なお，郵送，FAXでの請求の場合は，①奨学生番号，②氏名，③郵便番号，④住所，⑤電話番号を記入（様式自由）の上，本機構までお送りください。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

返 還 保 証 書 (※連帯保証人・保証人)

※どちらかに○をつける

年 月 日

フリガナ
氏 名 (実印) 奨学生との関係

生年月日

住 所 (〒 -)
..... 自宅電話番号
..... 携帯電話番号

次の者が奨学金の返還を行うことについて、下記1及び2により保証します。

奨学生番号

借用終了時の学校名

フリガナ
奨学生氏名 生年月日

住 所 (〒 -)
..... 自宅電話番号
..... 携帯電話番号

1. 現在の資産等の状況について

	区分	金額等
資 産 等	現在の所得金額 (年収)	千円
	預貯金額	千円
	不動産 (評価額)	千円
	その他	千円

(注) 所得金額、預貯金額、不動産については、そのことを証明する書類 (源泉徴収票、預貯金残高証明書、登記簿謄本の写し等) を添付してください。

2. 返還計画について

貸与総額	千円
返還期間	年
返還年額	千円

保証期間中のあなたの生活設計及び奨学生が延滞した場合の返還への取組み等について、できるだけ具体的に記述してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

転居・改氏名・勤務先(変更)届

【人的保証】

今回変更をする者を ○で囲む	本人	1	6 5 1 2
	連帯保証人		6 5 2 2
	保証人		6 5 3 2

5	8	10	16
奨学生番号			CD
記号			

【機関保証】

今回変更をする者を ○で囲む	本人	1	6 5 1 2
	本人以外の連絡先		6 5 C 2

奨学生氏名	
氏	名

提出日	17	西暦年	月	日
	2	0		

奨学生生年月日			
大正	年	月	日
昭和			
平成			

※氏と名の間は1コマあけ、濁点・半濁点は1コマ使用

今回変更をする者の氏名(カタカナ) ※改姓を伴うときは、新氏名を記入									
25									

※改姓のときのみ旧姓・新漢字氏名を記入

旧姓(カタカナ)					改姓のときのみ新漢字氏名				
55					60				名

新住所	郵便番号	120			-				
	漢字	都 道 府 県							
漢字	電話番号	327							
	携帯電話番号	347							
e-mailアドレス		367							

勤務先	漢字	487							
	電話番号	587							

電話番号は市外局番-局番-番号-内線

※連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の転居等の場合も届出てください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先、奨学金事業の業務委託先、居住していた若しくは居住している市区町村役場に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

連帯保証人変更届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、旧連帯保証人を新連帯保証人に変更しますので、印鑑証明書（原本）及び収入に関する証明書を添付の上お届けします。

奨学生番号

借用終了時の学校名

本人

フリガナ

印

氏名

住所（〒 - ）

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

e-mailアドレス

新連帯保証人

フリガナ

氏名

実印

生年月日

本人との続柄

住所（〒 - ）

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

フリガナ

旧連帯保証人氏名

〈変更理由〉

（注）連帯保証人を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署し押印してください。ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、記入した情報が、保証人、奨学金事業の業務委託先、連帯保証人が居住していた若しくは居住している市区町村役場に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

願出・届出用紙は切取らず，コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

保証人変更届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり，旧保証人を新保証人に変更しますので，印鑑証明書（原本）を添付の上
お届けします。

奨学生番号

借用終了時の学校名

本人
フリガナ

印

氏 名

住 所（〒 - ）
.....

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

e-mailアドレス

新保証人

フリガナ

氏 名

実印

生年月日

本人との続柄

住 所（〒 - ）
.....

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

フリガナ

旧保証人氏名

〈変更理由〉

（注）保証人を変更する場合は，必ずその本人の承諾を受け，その本人が自署し押印してください。
ご記入いただいた情報は，奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において，
記入した情報が，連帯保証人，奨学金事業の業務委託先，保証人が居住していた若しくは居住している
市区町村役場に必要に応じて提供されますが，その他の目的には利用されません。

10.09

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

本人以外の連絡先（機関保証）変更届

日本学生支援機構理事長 殿

年 月 日

下記のとおり、「本人以外の連絡先」を変更しますので、お届けします。

奨学生番号

借用終了時の学校名

本人

フリガナ

印

氏 名

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

e-mailアドレス

変更後の本人以外の連絡先

フリガナ

氏 名

生年月日

本人との続柄

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

(注) 本人以外の連絡先を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署してください。ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。その利用目的の適正な範囲内において、記入した情報が、奨学金事業の業務委託先、本人以外の連絡先として届出られている方が居住していた若しくは居住している市区町村役場に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

なお、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

繰上返還申込書

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

(フリガナ)

奨学生氏名 _____

〒

住 所 _____

自宅電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

FAX _____

※確認の連絡を取る場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

_____ 月 振替日に、下記奨学生番号の奨学金繰上返還を希望します。

(繰上返還希望の奨学生番号のみ記入して下さい。)

奨学生番号 (1) _____ (2) _____

※希望する返還①か②に○をつけ、②の場合はAかBに回数又は金額を記入してください。
②のBを希望する場合は、希望金額に近い繰上返還回数を本機構で計算し金額を設定します。
※半年賦併用返還(月賦と半年賦返還の併用)の方が、一部繰上返還を希望する場合の回数は6回以上(当月分+5回分以上)となります。上限の金額を希望する場合は、半年賦分を含めて6回以上の金額を記入してください。

奨学生番号(1)について

① 全額

② 一部 A. 当月分+ _____ 回分 又は、B. _____ 円(上限)

奨学生番号(2)について

① 全額

② 一部 A. 当月分+ _____ 回分 又は、B. _____ 円(上限)

繰上返還通知送付先(上記住所と同じ場合は記入不要)

〒

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

繰上返還を希望する月の振替日の1か月前までに、連絡してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。その利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、他の目的には利用されません。なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

奨学金返還期間変更願

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

貸与を受けた奨学金の借用金額の合計額により算出した返還期間（回数）にもとづいて返還したいので、返還期間の変更をお願いします。

奨 学 生 番 号	借 用 金 額
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
合 計	円

フリガナ	
氏 名	(年 月 日生) 印
住 所	〒
電話番号	(自宅) _____ (携帯) _____
e-mail アドレス	
勤務先名	電話番号

※確認の連絡を取る場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、連帯保証人、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が（財）日本国際教育支援協会に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※学校で証明を受けた後、日本学生支援機構に提出してください。

※楷書ではっきり記入してください。

在学届

データ種別			
1	2	3	4
1	3	1	6

奨学生番号			
記号			CD
5	8	10	15

フリガナ	
氏名	
生年月日	19 年 月 日生
連絡先電話番号	- -

姓(カタカナ)			
17			

現在校の入学年月	
西暦年	月

現在校の卒業予定期			
28	西暦年	月	在学年数
		3	34

↑ここから記入

↑西暦の下2桁を記入

↑西暦の下2桁を記入

借用終了時の学校名	
借用終了年月・事由	年 月分まで受領 満期・辞退・退学・廃止

該当する場合のみ○で囲む

→ 留年・休学・通信教育・放送大学

現在校の学籍(学生証)番号	
---------------	--

学校名	大学	学部	学科	<table border="1"> <tr> <td>昼</td> <td>間</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>間</td> <td>部</td> </tr> </table>	昼	間	部	夜	間	部	学年				
昼	間	部													
夜	間	部													
	大学院	研究科	専攻	<table border="1"> <tr> <td>M</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>医</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>歯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一貫</td> </tr> </table>	M	C	D	C	D	医	D	歯		一貫	学年
M	C														
D	C														
D	医														
D	歯														
	一貫														
専修学校名 (TEL	学校	高等課程	分野		学年										
)	専門課程	学科												
			(修業年限	年課程)											
高等専門学校・高等学校名	学校		学校		学年										
上記のとおり在学していることを証明します。															
年 月 日															
学校長名					職印										
大学長名															
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">電話番号(担当者名)</th> </tr> <tr> <td>-</td> <td>()</td> </tr> </table>						電話番号(担当者名)		-	()						
電話番号(担当者名)															
-	()														
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">学校番号</th> <th>区分</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						学校番号		区分							
学校番号		区分													

【連絡事項欄】

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

表面

奨学金返還期限猶予願は、1年ごとの願出となっています。
※楷書ではっきり記入してください。記入には、黒か青のボールペンを使用してください。

奨学金返還期限猶予願

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

奨学生番号 借用終了時の学校名

(猶予を希望する奨学生番号のみ記入してください。)

フリガナ 氏名 年 月 日生



〒 住所

外国居住の場合 国内連絡先 住所 氏名

電話番号 (自宅) (携帯)
※確認の連絡を取る場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

e-mailアドレス

勤務先名 所属部署

電話番号 (内線) ()

下記のとおり返還期限を猶予していただきたいので、お願いします。

1. 希望の猶予期間

年 月 から 年 月 まで

2. 願出の事由 (下記1~6のうち該当する事由を選択し、その事由に該当する証明書の添付が必要。)

1	2	3	4	※5	※6
傷病	生活保護受給中	入学準備中	失業中	経済困難	()

※世帯人数は、「5 経済困難」「6 その他」の場合に、あなた本人及びあなたの収入で生活をしている人数を記入してください。

※ 世帯人数 人

〔事情〕 以下の事項について、具体的に詳しく記入してください。(別紙可)

返還できない理由と現状

今後の返還見通し

注意 ※裏面も必ずご記入ください。

- 奨学金返還期限猶予願を承認した場合は、本人宛に「奨学金返還期限猶予承認通知」を送付します。また、連帯保証人宛にもその旨通知します(人的保証の場合)。
- 猶予願に記載されているご本人住所等が機構登録住所等と異なる場合は、記載されている住所等を登録します。
- 連帯保証人、保証人の住所等に変更がある場合は、これらの人の「転居・改氏名・勤務先(変更)届」を一緒に提出してください。

証明書を添付し、返還期日の二〜三か月前に願い出てください。

奨学金返還期限猶予願 表面

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には使用されません。なお、機関保証制度に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

〔収入及び支出の状況（申告書）〕

◎最近3か月平均の収入及び支出の状況（奨学生本人の一月当たり）【必ず記入してください】

〔収入〕		〔支出〕	
① 給与（総支給額）	円	① 家賃	円
		② 食費	円
② 給与（手取り額）	円	③ 光熱費	円
③ 親からの仕送り	円	④ 通信運搬費（携帯電話代を含む）	円
④ 預貯金より取りくずし	円	⑤ 被服費	円
⑤ その他（ ）	円	⑥ 教育費	円
⑥ その他（ ）	円	⑦ 医療費	円
⑦ その他（ ）	円	⑧ 親への仕送り	円
		⑨ その他（ ）	円
		⑩ その他（ ）	円
合計（②～⑦）	円	合計（①～⑩）	円
〔備考欄〕（収入及び支出欄①～④が0円の場合、⑨⑩に記入がある場合はその理由、特に各種ローンがある場合は生活上必要である理由、特別に多い支出金額がある場合等の理由、その他特記したいことを記入してください。）			
.....			
.....			
.....			

〔支出申告書〕

税込み年間収入が300万円（給与所得者、給与所得者以外は所得200万円）を超過しているが、返還が困難なため返還期限猶予を願出する場合は、特別な事情として収入から一定額を控除することがあるため、該当事項に記入してください。

1 被扶養者（あなたの収入で生活している者）

続柄	氏名	生年月日	職業	収入	就学者の場合				
					国公立 私立	学校の種類	学年	通学	授業料等
配偶者		年 月 日							
		年 月 日			国公立 私立	小・中・高校・高専・ 専修学校（高等・専門） ・大学（短大・大学院含む）	年	自宅 自宅外	
		年 月 日			国公立 私立	小・中・高校・高専・ 専修学校（高等・専門） ・大学（短大・大学院含む）	年	自宅 自宅外	
		年 月 日			国公立 私立	小・中・高校・高専・ 専修学校（高等・専門） ・大学（短大・大学院含む）	年	自宅 自宅外	
		年 月 日							

2 上記に記載した人のうち、障害のある人、長期療養中の人などがいる場合、具体的に記載してください。（特別な事情及びこれに係る経費を証する証明書を必ず添付してください。）

.....
.....

3 返還期限の猶予を希望する特別な事情（親等への治療費補助等）を、具体的に記載してください。（特別な事情及びこれに係る経費を証する証明書を必ず添付してください。）

.....
.....
.....
.....

猶予願を提出する前にもう一度間違いがないか確認し、「はい」に○をしてください。

すべてに○がついてから提出してください。

☆このチェックシートは猶予願と一緒に提出してください。

項番	点検事項	左の項目を確認して、「はい」を○で囲んでください。
1	黒または青のボールペンで記入しましたか。 ※鉛筆での作成は不備となり返送されます。	はい

【表面】

2	日付を記入しましたか。 ※作成した年月日を記入してください。	はい
3	奨学生番号の記入漏れはないですか。 ※記入された奨学生番号のみ審査対象となります。	はい
4	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先に記入間違いはないですか。 ※改姓、住所変更、勤務先変更がある場合は、作成日現在の状況を記入してください。	はい
5	押印しましたか。 ※押印漏れは不備となり返送されます。	はい
6	希望の猶予期間を記入していますか（1年ごとの願出です）。 ※次回返還期日または、猶予を希望する年月から1年以内の期間を記入してください。	はい
7	願出の事由を選択していますか。 ※「5 経済困難」、 「6 その他」の事由を選択された方は世帯人数も記入してありますか。	はい
8	事情欄の記入内容は選択した願出の事由と合っていますか。	はい
9	事情欄には現在返還ができない理由、現在の状況を詳しく記入してありますか。	はい
10	事情欄には今後の返還の見通しについて記入してありますか。	はい
11	添付した証明書は願出の事由に合っていますか。	はい
12	添付した証明書は希望の猶予期間に合っていますか。	はい

【裏面】

13	最近3か月平均の収入及び支出の状況（一月当り）は記入しましたか。	はい
14	支出欄の①～④の項目に0円の項目はないですか。 ※0円の項目がある場合、その理由を備考欄に記入してありますか。	はい
15	収入の合計（②～⑦）と支出の合計（①～⑩）の金額は合っていますか （収支の金額が合っていることが必要です）。	はい

16	経済困難の事由による願出の場合で、年間収入300万円（給与所得者の場合です。自営業等の給与所得者以外の方は所得200万円）を超えていますか。（いいえの場合、項番16以下不要）	はい
----	---	----

16が「はい」の場合のみ

17	支出申告書を記入しましたか。	はい
18	あなたの被扶養者に就学者がいる場合、障害のある人がいる場合、長期療養中の人がいる場合など具体的に、詳しく記入してありますか。	はい
19	猶予を希望する特別な事情を具体的に、詳しく記入してありますか。	はい

- 記入漏れや記入不備、証明書不備等は返送されます。
- 返送となった場合は、改めて受け付けることとなります。
- その間、口座振替や請求書の発送及び督促を止めることができません。

【提出先】

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金事業部 返還猶予課

URL <http://www.jasso.go.jp/>

返送とならないように十分ご注意ください。ホームページもご参照ください。

個人向け情報提供サービス「スカラネット・パーソナル」の開設について

平成22年7月より個人向け情報提供サービス「スカラネット・パーソナル」をオープンします。これは奨学生や返還者の皆さま各々に対し、現在の自分の奨学金に関する情報や登録されている個人情報等が閲覧可能なサービスです。詳細については、機構のホームページのリンクからアクセスしてください。

閲覧可能な主な情報

- 奨学生の場合：貸与月額・貸与期間・貸与総額（予定）・金融機関情報・本人連絡先等
- 返還者の場合：学校名・返還総額・返還回数・請求額・金融機関情報・保証情報等

ホームページ と モバイルサイトについて

- ☆ 日本学生支援機構のホームページにおいても、随時情報を提供しています。
- ☆ モバイルサイトからも手軽に奨学金情報をご覧になれます。毎月の奨学金振込日や、返還振替日などの情報を掲載したメールマガジンも配信していますのでぜひご登録ください。

日本学生支援機構(JASSO) ホームページアドレス

<http://www.jasso.go.jp>

日本学生支援機構(JASSO) モバイルサイトアドレス

<http://daigaku.jc.jp/jasso/>



JASSO スカラシップサイトー学びたいー

<http://www.scholar-ship.jp>

寄附金募集のご案内

日本学生支援機構では、皆様から寄せられた寄附金を学生支援寄附金として優秀学生顕彰事業をはじめ、次代の社会を担う学生を支援するために活用させていただいております。

本機構の理念や事業内容をご理解いただき、ぜひご協力をお願いいたします。

- ◆ 本機構への寄附金は、「特定公益増進法人」への寄附として、税制上の優遇措置が認められています。

寄附金についての詳細はホームページをご覧ください。

寄附 日本学生支援機構

検索

<http://www.jasso.go.jp/kouhou/kihukin/>

政策企画部広報課

わからないこと、知りたいことがあれば
 機構のホームページをごらんください（裏面参照）。
 各種届出用紙もダウンロードできます。
<http://www.jasso.go.jp>

電話による相談・照会先

日本学生支援機構 奨学金返還相談センター



0570-03-7240 (ナビダイヤル・全国共通)

※返還誓約書についてのご質問（保証人に関する照会等）は在学する学校へお問い合わせください。
 ※PHS、一部携帯電話、IP電話、一部アナログ回線電話及び海外からの電話は03-6743-6100をご利用ください。
 ※よくある質問（奨学金Q&A）については、本機構ホームページ（<http://www.jasso.go.jp/henkou/faq.html>）に掲載していますのでご参照ください。

各種願・届・文書の提出・照会

独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金事業部 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7	奨学金返還期限猶予額	返還猶予課
	返還に関するその他書類	返還促進課 FAX 03-6743-6676
〒153-8513 東京都目黒区駒場4-5-29	死亡・心身障害による免除について 特別免除制度による免除について	返還免除課 FAX 03-6743-6675

こんなことが起きたら	必要手続	提出先等
引っ越しました	転居届（→P27）	ナビダイヤルに電話 又は機構に郵便，FAXで
電話番号（自宅，携帯等）が変わりました。	転居届（→P27）	
氏名が変わりました	改氏名届（→P27）	
就職しました/勤務先が変わりました	勤務先（変更）届（→P27）	
連帯保証人，保証人を変更したい	連帯保証人変更届（→P28） 保証人変更届（→P29）	届，必要書類を添えて 機構に郵便で提出
連帯保証人，保証人の住所，電話番号が変わりました	転居届（→P27）	ナビダイヤルに電話 又は機構に郵便，FAXで
機関保証ですが，「本人以外の連絡先」の人/住所/電話番号が変わりました	転居届（→P27）	ナビダイヤルに電話 又は機構に郵便，FAXで
機関保証ですが，「本人以外の連絡先」の人を変更したい	本人以外の連絡先（機関保証） 変更届（→P30）	届けを機構に郵便で提出
返還が滞りそうです （病気，災害，経済的事情等で）	猶予願（→P34～36）	願に必要書類を添えて 機構に郵便で
繰上返還したい	繰上返還申込書（→P31）	ナビダイヤルに電話 又は機構に郵便，FAXで
複数の奨学金の返還を一つにまとめた い	返還期間変更願（→P32）	機構に郵便で
リレー口座を変更したい	リレー口座加入申込書	用紙を，機構のホームページから 請求又はナビダイヤルに電話，機 構に郵便又はFAXで請求。その 後，金融機関の窓口にて
進学（留年）しました	在学届（→P33）	在学している学校
自分の返還残高を知りたい	スカラネットパーソナルに登録又は ナビダイヤルに電話，又は振替案内 （原則として年1回送付）を見る	
次回の返還日を知りたい	携帯メルマガに登録又は機構のホ ームページ，携帯カレンダーを見る	